

# 総務企画局委託業務等指名選定委員会要綱

平成11年3月31日

10川総庶第1173号

## (目的及び設置)

第1条 総務企画局における委託契約等に係る契約事務の公正かつ適正な執行を図ることを目的として、総務企画局委託業務等指名選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 委託契約等に係る契約方法の認定及び指名業者（物件等）の選定に関すること。
- (2) 提案書方式による随意契約における契約業者の選定に関すること。
- (3) その他委託業務等における必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会の構成、委員長及び委員に充てる者、並びに委員会の審議対象の区分は、次のとおりとする。

名称	委員長	委員	審議対象
第1委員会	総務企画局長	シティプロモーション推進室長 都市政策部長 総務部長 デジタル化施策推進室長 人事部長 行政改革マネジメント推進室長	予定価格が1件 10,000千円以 上の委託業務等
第2委員会	総務部長	シティプロモーション推進室担当課長 企画調整課長 庶務課長 行政情報課長 デジタル化施策推進室担当課長 人事課長 行政改革マネジメント推進室担当課長	第1委員会の審議対象 以外の委託業務等

## (委員会)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

3 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 委員会の審議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(留意事項)

第5条 委員会は、契約業者等の指名及び選定にあたっては、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態
- (2) 過去の本市における委託業務等に係る成績の良否
- (3) 他に受託している業務の進捗状況
- (4) 当該委託業務等を遂行するための技術的適性

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(プロポーザル手続)

第7条 委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、技術提案書に基づく審査により業者を特定する場合のプロポーザル手続に関する規定は別途定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、総務企画局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。